

令和7(2025)年度 高齢者福祉タクシー利用券の使い方

1. この利用券は、1枚につき **500 円**のタクシー乗車料金割引が受けられます。おつりは出ません。
2. 高齢者福祉タクシーの使用目的に制限はありません。(買い物、通院・・・何でもOK)
3. あらかじめ利用券の所定欄に、**利用者の住所、氏名及び年齢**を記入してください。
4. この利用券は、**交付を受けた利用者本人に限り**使用することができます。
本人が利用する場合のご家族等の同乗はOK。利用者本人が乗車しない場合には、利用券は使えません。
5. **1回の乗車につき、乗車料金内で複数枚の利用券を使えます。**乗車料金を超えての使用はできません。

使い方の具体例は、裏面をご覧ください。
6. このタクシー利用券の交付を受けた方が複数人で同乗する場合は、乗車料金内でそれぞれ利用券を使えます。おつりは出ません。
7. この利用券の有効期限は、**令和8(2026)年3月31日**です。
8. この利用券は、町指定のタクシー業者に限り利用できます。

【指定タクシー会社】(混雑時などは、電話が繋がらなかったり、配車ができなかったりする可能性もあります。)

- | | | | |
|------------|-----------|----------------|-----------|
| ・コトバスMX | ☎ 73-2221 | マンノウタクシー | ☎ 73-2818 |
| ・トキワタクシー | ☎ 73-3141 | ☎ 0120-73-3141 | |
| ・ふじ介護タクシー※ | ☎ 62-2155 | | |

※利用者からの要望を受け、昨年度から新たに介護タクシー業者が追加されました。通常のタクシーとは営業時間や料金設定等が異なりますので、利用の際は個別にお問い合わせください。

9. 利用券には申請者ごとに番号が付されます。この利用券の交換、譲渡及び売買はできません。違反した場合は、利用券の返還を求めるとともに、不正使用相当額について返還してもらうことがあります。
10. この利用券を紛失、誤って廃棄等した場合、利用券の再交付はできません。
失くさないように大切に保管してください。
この利用券を汚損した場合には、汚損した未使用の利用券を提出のうえ、申請してください。未使用枚数の利用券をお渡しします。
11. 交付を受けた利用者が転出又は死亡したときは、未使用の利用券を速やかに住民福祉課へ返還してください。

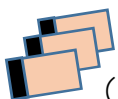
● 使用事例

(例1) 一人で乗車した場合

- タクシーの乗車料金が1,400円の時

○  利用券1枚 + 現金900円
(500円分)

○  利用券2枚 + 現金400円
(1,000円分)

✗  利用券3枚 ←この使い方はできません。
(1,500円分)

※ 1回の乗車につき、乗車料金内で複数枚使用できます。

(例2) 対象者二人(AさんとBさん)で乗車した場合

- タクシーの乗車料金が1,700円の時

○  Aの券1枚 +  Bの券1枚 + 現金700円
(500円分) (500円分)

○  Aの券2枚 +  Bの券1枚 + 現金200円
(1,000円分) (500円分)

○  Aの券3枚 + 現金200円
(1,500円分)

✗  Aの券3枚 +  Bの券1枚 ←この使い方はできません。
(1,500円分) (500円分)

✗  Aの券2枚 +  Bの券2枚 ←この使い方はできません。
(1,000円分) (1,000円分)